**地域生活支援拠点等の機能を担う**

**事業所となる場合の運営規定について**

・届出を行う際には、運営規程に下記の項目を追加してください。

・なお、以下に示す運営規程はあくまでも記載例です。

・内容を理解したうえで、各事業所の実態に応じた規定としてください。

〇運営規程の記載例

|  |
| --- |
| その他運営に関する重要事項  （地域生活支援拠点等の機能を担う事業所）  第〇〇条　事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成２９年厚生労働省告示第１１６号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点として以下の機能を担う。  （１）相談  委託相談支援事業、特定相談支援事業、地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し、登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート等や相談、その他の必要な支援を行う機能。  （２）緊急時の受入・対応  　短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。  （３）体験の機会・場  　地域移行支援や親元からの自立等にあたって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。  （４）専門的人材の確保・養成  　医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことのできる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。（行政等が開催する事例検討会等への参加、〇〇研修等、法人外で開催される研修への参加等）  （５）地域の体制づくり  　委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。 |